

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度佐呂間町一般会計予算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 43,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費
743,620 千円

(単位:千円)

区分	目的別	令和2年度 予算額	財 源 内 訳					一 般 財 源	
			特 定 財 源				国庫支出金	一 般 財 源	
			道支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)			
民 生 費	社会福祉費	328,487	93,465	51,514	11,100	14,557	157,851	15,839	
	老人福祉費	60,245		478		5,759	54,008	5,419	
	児童福祉費	116,755	44,375	11,360		11,618	49,402	4,957	
	小 計	505,487	137,840	63,352	11,100	31,934	261,261	26,215	
衛 生 費	保健衛生費	238,133	132	2,573	8,100	60,064	167,264	16,785	
合 計		743,620	137,972	65,925	19,200	91,998	428,525	43,000	

※経費区分については、令和2年度当初予算の予算科目(款、項)で分別しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各目的別に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。